第24号議案

足立区障がい福祉施設条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区障がい福祉施設条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉施設条例(平成2年足立区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」」を「障害者総合支援法」」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第1項中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表中

Γ

障がい者通所支援施設	梅田ひまわり工房	
	西新井ひまわり工房	
	東六月町通所支援施設	
心身障がい者福祉作業施設	日の出町ひまわり作業所	
	東六月町ひまわり作業所	
	江北ひまわり作業所	
	千住ひまわり作業所	

を

-

Γ

		-
障がい者通所支援施設	梅田ひまわり工房	
	西新井ひまわり工房	
	東六月町通所支援施設	
	日の出町ひまわり作業所	に
	東六月町ひまわり作業所	
	江北ひまわり作業所	
	千住ひまわり作業所	

改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。